



# スルファメラジン (SULFAMERAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5												サケ目魚類
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外						0.1			5												
豚の食用部分	0.1	海外						0.1			5												その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1			5												はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳																							
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルファモイルダブソン (SULFAMOILDAPSONE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓												サケ目魚類												
豚の腎臓	0.1	薬事		0.1							イ	ワナギ目魚類												
その他の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類												
												その他の魚類												
												十脚目甲殻類												
												その他の甲殻類												
												貝類												
												その他の魚介類												
牛の食用部分																								
豚の食用部分	0.3	薬事		0.3							イ	その他の動物												
その他の陸棲哺乳類の食用部分																								
												はちみつ												
												その他のスパイス類												
												その他のハーブ類												
乳																								
鶏の筋肉																								
その他の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪																								
その他の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓																								
その他の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
その他の家禽の腎臓																								
鶏の食用部分																								
その他の家禽の食用部分																								
家禽の卵																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファモノメトキシシ( SULFAMONOMETHOXINE )

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.05	薬事		0.05							4	サケ目魚類	0.1	薬事		0.1							4
豚の腎臓	0.05	薬事		0.05							4	ワナギ目魚類	0.1	薬事		0.1							4
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	薬事		0.1							4	スズキ目魚類	0.1	薬事		0.1							4
												その他の魚類											
												十脚目甲殻類											
												その他の甲殻類											
												貝類											
												その他の魚介類											
牛の食用部分	0.05	薬事		0.05							4												
豚の食用部分	0.1	薬事		0.1							4	その他の動物											
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	薬事		0.1							4	はちみつ											
												その他のスパイス類											
												その他のハーブ類											
乳																							
鶏の筋肉	0.1	薬事		0.1							4												
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪	0.1	薬事		0.1							4												
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓	0.1	薬事		0.1							4												
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓	0.1	薬事		0.1							4												
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分	0.1	薬事		0.1							4												
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、スルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、スルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルフィソゾール(SULFISOZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		
牛の腎臓												サケ目魚類	0.1	薬事	0.1									4
豚の腎臓												ワナギ目魚類												
豚の腎臓												スズキ目魚類	0.1	薬事	0.1									4
その他の陸棲哺乳類の腎臓												その他の魚類	0.1	薬事	0.1									4
												十脚目甲殻類												
												その他の甲殻類												
												貝類												
												その他の魚介類												
牛の食用部分																								
豚の食用部分																								
その他の陸棲哺乳類の食用部分																								























